

事 務 連 絡

平成17年11月15日

犯罪被害者等基本計画検討会構成員各位

内閣府犯罪被害者等施策推進室

「検討のための会」の在り方についての意見の提出について（依頼）

日頃より大変お世話になっております。

さて、過日行われました犯罪被害者等基本計画検討会の第10回会合において事務局より提案申し上げたとおり、次回検討会（第11回：11月21日予定）では、犯罪被害者等基本計画案のとりまとめに併せ、基本計画が策定された後に開催される3つの「検討のための会」の在り方等について、構成員の間で意見交換をしていただくことを考えております。

具体的には、

3つの「検討のための会」における調査審議を束ねる役割を有し、検討状況の総合的な監視を行うような組織を設けるべきかどうか（添付の「構成図」を参照）

それぞれの「検討のための会」に入るべき有識者構成員の性格（求められる専門分野等）及び行政機関の職員のレベル

それぞれの「検討のための会」において検討されるべき事項（参考として、これまでの検討会における議論において「検討のための会において検討」とするとされた事項の整理表を添付）

についてのご意見を頂戴したいと考えておりますところ、検討会における意見交換を効率的に進める等の観点から、構成員におかれましては、上記 から について、ご提案等がございましたら、11月17日（木）17：00までに、事務局宛回報いただきたく存じます（様式自由）。

構成員より回報いただきました資料を基に、事務局において検討会に提示するための資料を作成し、第11回検討会において御議論いただくことを予定しております。

よろしく願いいたします。

犯罪被害者等施策に係る会議等の構成図(案)

犯罪被害者等施策推進会議

犯罪被害者等施策に関する重要事項の審議

3つの「検討のための会」を束ねる仕組み(推進会議決定により開催)

3つの「検討のための会」における調査審議を束ねる役割を有し、検討状況の総合的な監視を行う。

【有識者】

【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

(基本計画に基づき開催)

検討のための会

犯罪被害者等に対する支援を手厚くするための制度のあるべき姿に関する検討。

【有識者】

【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

検討のための会

犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受け取ることができる体制作りのための検討。

【有識者】

【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

検討のための会

犯罪被害者等を支援する民間の団体等に対する支援の在り方の検討。

【有識者】

【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】

「検討のための会」検討事項一覧（参考資料）

	経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討	どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りのための検討	民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討
構成	有識者、内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省	有識者、内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省	有識者、内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省
施策 (基本計画 (案) 該当箇所)	<ul style="list-style-type: none"> 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施 犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。(第12.3)) 	<ul style="list-style-type: none"> どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りのための検討及び施策の実施 各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力をさらに促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。(第41.3)) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討及び施策の実施 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となりうる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。(第43.1))
付随 検討 事項 (基本計画 (案) 該当箇所)	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討(第11.2)) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討(第11.3)) 児童虐待、配偶者等からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設(第13.2)イ)*1 犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保(第13.2)カ) 特に犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方についての検討(第21.7)イ) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討(第22.4))*1 公的弁護士制度の導入の是非に関する検討(第31.10)) 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討(第41.4))*2 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討(第42.8))*2 民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修等の在り方についての検討(第43.3)) 	
備考	*1は再掲。	*2は再掲。	

経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討

	内閣府回答資料	関係省庁回答資料	検討会における発言
骨子以前	<ul style="list-style-type: none"> 罰金を財源とするものに限定せず、広く犯罪被害者等に対する国の補償制度の創設 [第3回内閣府回答] 犯給法について、仮に時効期間をおくとしても、補償請求できることを知った日から10年の時効期間に改めるべき。(岡村構成員意見)[第3回内閣府回答] 補償制度の抜本的見直しに伴い、認定機関及び不服申立機関についても独立に設けるべき。(岡村構成員意見)[第3回内閣府回答] 	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償債務の国による立替払及び求償等 [第2回法務省回答] 損害賠償請求の際に係る種々の出費(印紙代、記録謄写費用、弁護士費用等)の補償等 [第2回法務省回答] 国の費用で弁護士を選任することができる公的被害者弁護人制度の創設、突然被害にあった被害者や遺族に対して、公設基金費用による24時間付き添い、相談に乗ってくれるサービスが必要。[第4回法務省回答] 未成年の「家庭内被害者」のためのアドヴォケーター制度を導入してほしい。[第5回法務省回答] 弁護士や警察官以外の専任の援助者が最終的な解決まで付き添う支援システムが必要。[第5回法務省回答] 犯罪被害者等に対する経済的支援制度の在り方等については、推進会議の下に内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省及び法務省からなる検討会を設置して検討されることとされており、民間の犯罪被害者支援団体に対する財政的支援の在り方等についても、必要に応じてその場において検討されるのが適当であると考えます。[第7回法務省回答] 	<ul style="list-style-type: none"> この施策の から の関係(注: 犯罪被害給付金制度における給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式による支援等制度の充実 罰金を財源とした犯罪被害者等補償制度 医療費、介護費、遺体運搬費、葬儀費用及び通院のための交通費等の補償制度の創設 医療費の無料化)については、推進会議のもとに検討のための会を設ければどうかというふうに思う。そしてその構成としては、まず有識者の方、それから関係の省庁として、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省、これらのメンバーから成る検討のための会を設け、まさに社会保障、あるいは福祉制度全体の中で犯罪被害者等の皆さんに対する経済的支援制度のあるべき姿はどのようなものなのか、それから議論の中でもご指摘があった非常に大きな財源を必要とするわけであるので、こういった財源がいいのかということを検討して、一定期間内に結論を出して、その結論に従った施策を実施するというようなことをこの会のまとめとしてはどうかというふうに考える。[第2回検討会議事要旨]
骨子以後	<ul style="list-style-type: none"> 給付金の財源について、没収金や追徴金を基金として、被害者全体へ給付するという制度を検討すべき。【パブコメ】[第8回内閣府回答] 海外で犯罪被害に遭った被害者等も海外援護統計から見ると年々増加傾向にあり、こういった被害者等が全て支給対象から外れていることに疑問を感じる。支給範囲が拡大されるべき。【パブコメ】[第8回内閣府回答] 人身取引被害者については、医療費・カウンセリング費・滞り場所・滞在費用・日常生活費等の支援や帰国後の支援も含めた特別法を制定すべき。【パブコメ】[第8回内閣府回答] 海外における犯罪の場合、事件発生直後の創作・身元確認のための渡航費用、通訳の費用、遺体の搬送費用及び公判のための出廷費用等は刑事事件の捜査に関わるものとして、公費によって支出されてしかるべき。また、これらの費用を地方の公費負担とできるように法的根拠を条例等で明文化すべき。【パブコメ】[第8回内閣府回答] 国税や地方税の還付等も検討されるべき。【パブコメ】[第8回内閣府回答] 介助のための自宅改築に際して、国有地等を優先的に購入できるような支援がほしい。【パブコメ】[第8回内閣府回答] 犯罪被害者ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設を設置し、医学的・心理的な援助、物的援助、法的援助、雇用・教育・訓練の機会の提供等その他必要な援助を行うべき。【パブコメ】[第8回内閣府回答] 	<ul style="list-style-type: none"> 給付金の財源について、没収金や追徴金を基金として、被害者全体へ給付するという制度を検討すべき。【パブコメ】第8回警察庁回答] 犯罪被害者ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設を設置し、医学的・心理的な援助、物的援助、法的援助、雇用・教育・訓練の機会の提供等その他必要な援助を行うべき。【パブコメ】[第8回厚労省回答] 配偶者等からの暴力(DV)被害者以外の犯罪被害者や人身取引被害者の被害直後の居住場所として、「婦人相談所の一時保護」を利用することは適切ではなく、犯罪被害者を専門的に一時保護する施設を新設すべきである。【パブコメ】第8回厚労省回答] 事件発生直後から弁護士を依頼できるように、被害者にも国選弁護人をつけてほしい。【パブコメ】[第8回法務省回答] 公費による支援弁護士制度は、積極的に導入する方向で検討すべき。【日弁連】[第8回法務省回答] 「上記(2)記載の検討の会において、特に公費による弁護士選任は犯罪被害者等の権利であることを前提に、社会保 	<ul style="list-style-type: none"> 中期的な居住の確保という問題の趣旨は、1つはそういう場所をやはり優先的に入居できるようというものと、それから入居した場合のそういう家賃と、あるいは日常生活支援も含めた経済的支援が必要だという趣旨であったので、これはこの16条の居住の安定の、いわゆる一時保護の実態の問題としての検討とは別のところで行っていただければいいのではないかと。それぞれの検討の受け皿があるのではないかと。1つは、公営住宅の優先入居の問題は国土交通省の方で検討していただくということになっているし、それからもう1つの経済的支援の問題については、全体の社会保障制度、あるいは福祉制度の中で犯罪被害者等の方々のための経済的支援がいかにあるべきかという、その場で検討していただくということである。[第3回検討会議事要旨] 児童相談所と婦人相談所以外の一時保護の関係について、どういうふうにするべきなのかという点については、推進会議に設ける検討の会の中で検討をするということにし、・・・[第3回検討会議事要旨] 医療機関外のカウンセリングなどについては、これは医療保険制度の適用にならない。とすると、ではそういったサービスを利用したときに、だれが負担してどういうレベルまで経済的支援を行うかということであろうと思うので、今度は

- ・ 被害者世帯の居住の安定については、支援員のサポートも同時提供できる状態で、公営住宅の確保やホテル・旅館・病院などとの契約確保も検討すべき。【犯罪被害者団体】[第8回内閣府回答]
- ・ 配偶者等からの暴力(DV)被害者以外の犯罪被害者や人身取引被害者の被害直後の居住場所として、「婦人相談所の一時保護」を利用することは適切ではなく、犯罪被害者を専門的に一時保護する施設を新設すべきである。【日弁連】[第8回内閣府回答]
- ・ 加害者が逮捕されるまでの危険回避について、民間シェルターも考慮に入れてほしい。【犯罪被害者団体等】[第9回内閣府回答]

障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。」と修正すべき。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】[第8回法務省回答]

- ・ 弁護士が介在したときは、その費用を依頼者に請求するのではなく、弁護士会や司法支援センターを通じて国に請求するようにしてほしい。【犯罪被害者団体】[第8回法務省回答]
- ・ 法廷への付添や法律相談の無料サービスを実施してほしい。【犯罪被害者団体】[第8回法務省回答]
- ・ 人身取引被害者に対し、住所や在留資格にかかわらず、総合法律支援法による支援を可能とすべき。【パプコメ】[第8回法務省回答]
- ・ 国による新たな犯罪被害者補償制度(弁護士費用の補償)を創設してほしい。【パプコメ】[第8回法務省回答]
- ・ 被害者が休職している間の給与を国が負担するとか、会社に補助金を支給するなどの施策が必要。【パプコメ】[第8回厚労省回答]
- ・ 原爆被災者のように、地下鉄サリン事件被害者にも「被害者手帳」を交付してほしい。【パプコメ】[第9回厚労省回答]
- ・ 刑事訴訟法第229条の2で規定された、取調べ請求する証人の供述調書を閲覧させる場合において証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度の運用においては、検察官の意識の向上とともに、何よりも被害者が自らサポートしてくれる弁護士を選任することを公的に援助する制度を作り、その弁護士などから検察官への働きかけにより、制度の利用が促進されることになるのでこの点からも公的弁護士支援制度の創設には前向きに取り組むべき。【日弁連】[第9回法務省回答]
- ・ 事件発生直後から弁護士を依頼できるように、被害者にも国選弁護人を付けてほしい。【パプコメ】[第9回法務省回答]
- ・ 加害者の人権を擁護してきた弁護士に被害者支援ができるのか。公費による弁護士選任には反対。【パプコメ】[第9回法務省回答]

推進会議のもとに設置される検討会でこういったものがあるのか、例えば生活支援サービスというようなご要望があった。そういうものは幅広く検討していただくのがいいのではないかなと思っている。[第3回検討会議事要旨]

- ・ 後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実の関係であるが、これについては、重度の障害を負ったことによる医療、介護等の負担の訴え、さらにそれに加えた捜査、刑事、民事の裁判等の負担ということについての声がある。そういったことに対する支援の要望を踏まえて、「推進会議のもとに設置される犯罪被害者等に対する経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討のための会議において、特に犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスのあり方について十分に検討する」・・・[第3回検討会議事要旨]
- ・ ご指摘の点(注:司法支援センターができることによって、被害者にかかる金銭的なものというのはどの程度のものと考えていらっしゃるのか。)については、被害者に対する公的な弁護のあり方、あるいは財政的な援助のあり方を含めて別途の枠組みで、そこは検討していただくことになっている・・・[第5回検討会議事要旨]
- ・ 公費による弁護士選任の問題だが、これは12条の損害回復の関係もあるし、それから18条の関係もある。それらを含めて、13条の関係で損害回復・経済的支援についていかにあるべきかということを検討するために、推進会議のもとに検討のための会を設けて、有識者の方と、それから関係省庁で検討するというところに既にまとめの中であって、今、各構成員からご指摘になられたこの問題についての検討は、しっかりとその場でなされていく。[第5回検討会議事要旨]

- ・ 施策の方に「被害に遭う以前の生活水準に近づけるための」という文言を加えるべきということであるが、(中略)どこまでの経済的支援を行うべきかも含めて、検討のための会で検討するというところで意見の一致を見ている・・・[第8回検討会議事要旨]

- ・ 既存の施策に充当されている予算をさらに超えた、新しい犯罪被害者等の方々への支援のための必要な財源をどこから持ってくるのかというようなことも、当然検討の範囲に入る。[第8回検討会議事要旨]

どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報・支援等を途切れることなく受け取ることができる体制作りのための検討

	内閣府回答資料	関係省庁回答資料	検討会における発言
<p>骨 子 以 前</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政府全体の取組として犯罪被害者等への一元的な情報提供体制を構築するとともに、公共賃貸住宅への入居に関する情報についても当該体制を通じた提供を行う。(国土交通省意見)[第3回内閣府回答] 「被害者会館」の創設[第5回内閣府回答] 「どの機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受け取ることができる体制作り」のための検討の会において、関係府省庁の共同により、他機関・団体等の犯罪被害者支援のための制度等の教示・紹介について検討されることになる。[第6回内閣府回答] 被害者支援連絡協議会等の枠を超えた「立体的、網の目状」のネットワークの構築については、「どの機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受け取ることができる体制作り」のための検討の会において、関係府省庁の共同により検討されることになる。[第6回内閣府回答] 「どの機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受け取ることができる体制作り」のための検討の会において、関係府省庁の共同により、性犯罪被害者の情報取得の利便性拡大についても検討されることになる。[第6回内閣府回答] 「どの機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受け取ることができる体制作り」のための検討の会において、関係府省庁の共同により、犯罪発生直後からの支援について検討されることになる。[第6回内閣府回答] 「どの機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受け取ることができる体制作り」のための検討の会において、関係府省庁の共同により、そのような体制に必要な民間の人材の養成について検討されることになる。[第6回内閣府回答] 現在、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体への財政的支援を行っていない省庁の(人的支援に対する)対応については、別途設置される検討のための会における検討課題としたい。[第7回内閣府回答] 	<ul style="list-style-type: none"> 政府全体の取組として犯罪被害者等への一元的な情報提供体制を構築するとともに、公共賃貸住宅への入居に関する情報についても当該体制を通じた提供を行う。[第3回国土交通省意見] <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主等の理解の増進については、被害者が職場の問題について相談でき、事業主へ被害者の状況を説明したり理解を求めたりする調整を行ってくれる公的相談窓口(事業主への教育指導機能もつ)も必要。【犯罪被害者団体】[第8回厚労省回答] 	<ul style="list-style-type: none"> 例えばこれから司法支援のネットワーク、司法ネットの構想があるし、それから児童虐待などもネットワークがある。そういった行政目的が違うものについても、やはりこれは被害者の方々のための施策ということで関連があるわけだから、そういったものを立体的につなげていくと。したがって、ここに記載をしているように、「立体的、網の目状」というようなネットワークを構築するべく検討していこうということで、(中略)推進会議のもとに検討のための会をつくって、有識者の方と、それから関係の省庁でしっかりと検討していこうというふうに考えている。[第5回検討会議事要旨] 実のあるネットワークというのはお互いの情報を共有しなければ意味がないと思うので、そういった点(注:やはり得意とする分野をそれぞれお持ちになって対応するのはいいんだけど、では自分以外のほかの組織、団体がどんなことをやっているのかという情報を共有するシステムというか体制というか、それをつくり上げるということを主眼に置いていただければと思う。)も含めてしっかりと検討していきたいと考えている。[第5回検討会議事要旨] 犯罪被害者等施策については、それぞれの組織でしっかりとやっていただく。それと同時に、この検討のための会において、それら(注:犯罪被害者等施策)が総合的に、より犯罪被害者の方々のご要望に沿った形で取組がなされていくことができるようにという検討を行っていくということである。[第5回検討会議事要旨]
<p>骨 子 以</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべき。警察が中心となるのではなく、NPO等の民間が中核となるようその育成を図るべきである。【日弁連】[第10回内閣府回答p1] 長期的支援活動の中に「自助グループ」の位置付けもきちんと行ってほしい。【犯罪被害者支援団体】[第10回内閣府回答] ケアコーディネーターの質の保証のために、一定のスコアを取ったものだけが被害者支援に関われるといった制度を確立してほしい。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答] 		<ul style="list-style-type: none"> 検討の会においても、現行どういいうネットワークがあるんだと、その中に警察が中心になって取り組んでおられるネットワークがあると、そういったものをさらに他のネットワークと立体的にどういいうふうに構築していくのかというような議論もするし、その過程で現行のものを現時点でどういいうふうに変えればいいのかというようなご意見、ご議論もあろうかと思う。そういったも

後

- ・ ボランティアではなく国から認められた存在として支援に関わってもらうようにした方が長期的支援が可能。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答]
- ・ 被害者にとっては、警察、検察、裁判所への対応は心身とも負担となる。「犯罪被害者支援センター」に犯罪被害者等支援のコーディネーターを置き、総合的・継続的な支援の展開を希望する。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答]
- ・ 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門家チームの育成は、警察と一定の距離を取りつつ、警察とも連携することのできる人材を育成することが必要。いのちの電話との連携についても重要。支援センターで受けた二次被害について、きちんと検証したり、相談できる特別委員会ないし特別相談窓口は設置しておくべき。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答]
- ・ 民間団体では、権限もネットワークも資金も不足しており、法的な裏付けもない。民間団体の活動指針や根拠のような仕組みを示してほしい。民間団体における相談者に対するサービスを標準化させることが必要。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答]
- ・ 各省庁からの助成が受けられやすい独立行政法人としての組織を作り、全国どこの地域においても標準的な支援が、継続的に受けられる組織が必要。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答]
- ・ 早期援助団体の支援対象は罪種が限定されており、漏れてくる被害者が出てくる。もっと幅広い被害者への支援を行う団体を認定するための基準を設けてほしい。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答]
- ・ ボランティア研修に関しては、もっと体系づけた、専門的な内容にして、どこの都道府県においても同じレベルの被害者支援が受けられるようにしてほしい。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答]
- ・ 民間団体に活躍するボランティアを養成するための統一的なカリキュラムと資格を確立してほしい。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答 p14]
- ・ 公的機関で支援員の人材育成をしてほしい。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答]
- ・ 民間団体にボランティア活動をする方に対する身分保証をしてほしい。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答]

のは別に他の施策全体がとりまとめられるまで待つことなく、その議論の過程で出てきた結果というものを即また施策に反映していくということもできるわけである。そういった警察のネットワークを超えたシステムについて、どういうふうに構築していくべきかということは、これは(3)の検討の会議でやる。[第6回検討会議事要旨]

- ・ 今言われたような観点(注:今後の「検討のための会」ではそれぞれの省庁がどういう形でこの被害者支援の活動をする人たちの養成とか研修に関わっていくかということ进行讨论するというふうに考えればよろしいわけか。)を、(中略)「どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りのための検討及び施策の実施」の中であわせて検討していくということになる。[第10回検討会議事要旨]

民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討			
	内閣府回答資料	関係省庁回答資料	検討会における発言
骨子以後	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体では、権限もネットワークも資金も不足しており、法的な裏付けもない。民間団体の活動指針や根拠のような仕組みを示してほしい。民間団体における相談者に対するサービスを標準化させることが必要。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答] 早期援助団体の支援対象は罪種が限定されており、漏れてくる被害者が出てくる。もっと幅広い被害者への支援を行う団体を認定するための基準を設けてほしい。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答] 支援組織に対する財政的援助・広報に際し、警察と密接に結びついた早期援助指定団体に対する援助・広報と、警察とは一定の距離を取りつつ連携するその他の民間支援組織への援助・広報とに格差を設けないでほしい。【犯罪被害者団体等】[第10回内閣府回答] 		<ul style="list-style-type: none"> 第22条の関係でも、対象は犯罪被害者等ではなく、民間団体になるわけであるけれども、同様に財政的支援を行ってほしいというご要望が大変強いということで、その実現に向けた検討が必要であるけれども、どのような団体を対象とするのか、あるいはどのような事務に対して支援を行っていくのか、それからどのようなルートで財政支援を出していくのか、その財源をどうするのかといった事項については、すべてそれぞれ単一の省庁では検討が大変困難であると同時に、特に財源であるが、これについては、第13条関係の検討の場でも議論されることから、そちらの検討の場とも連携をとりながら、やはり推進会議のもとに別途検討の場を開催して、検討していく課題であろうと考えた次第である。なお、関係する府省庁としては、内閣府のほか、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省が考えられる。[第5回検討会議事要旨] 民間の団体に対する援助についていろいろご意見を伺ったけれども（注：総合的な被害者支援を担う、犯罪被害者保護法人というべき団体を設立していただきたい。/犯罪被害者基金の設立/実際の支援をちゃんと行おうとすることによってかかる費用、例えば直接支援と呼ばれているが、被害者のところへ行ったり、あるいは法廷付き添いに行くと、交通費がかかる。/専門家に払う謝金というのも必要になる。/各地できちんとした支援活動を展開するためには、常勤のスタッフと場所、一番かかっているのが場所のお金。/例えば女性センターで、一時保護所を備えているところの一つの規模を拡張して、そこにおけるレイプクライシスセンターの機能を持たせるなどということも一つの検討として考えられると思う/日本財団が3年間、数百万のお金を投じてくれて、それを人件費に使えるようになったからだけでも、それは3年で切られることになる。でもそれで少し余裕ができて、それはとてもいい体制にはなっているんだけど、そういういろいろ資金を求めながら、ようやく今、つないでいる状況であるので、国による支援をぜひお願いしたいと思う。/プロに対する経済的な報償も要るし、それからまた事務所の運営費とか活動費、そういったものも要るので、どうしても国の支出が必要である。/日本でも民間団体への寄附を税金から控除するような制度をほしいなと思う。/民間の被害者支援団体を運営していくには、やはり安定した財源がないと、人材も育てることができないので、これはやはりぜひ国のお金を入れるという形で検討を進めていっていただきたいと思う。）まさにそういったいろいろなご要望を踏まえた検討をするための会ということで、（中略）推進会議の下に、検討のための会を設置して、財源も含めた検討をしてまいりたいと考えている。[第5回検討会議事要旨] <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 今後どういった民間の団体に支援を行っていくかという（中略）ことも、この「検討のための会」の中で検討してもらおうということで意見の一致をみたというふうに考えている。[第10回検討会議事要旨]